

総合運動公園庭球場・野球場付近自動販売機設置事業に係るくじ引きの実施要領

1 目的

平成28年8月31日に募集要項を公表した総合運動公園庭球場・野球場付近自動販売機設置事業者募集に係る設置事業者の選定過程において、提示のあった貸付料が同額・同順位となった場合に、総合運動公園庭球場・野球場付近自動販売機設置事業者募集要項6(2)③に基づきくじ引きを実施し設置事業者を決定するものである。

2 くじ引きの方法

- (1) くじ引きは市の準備した「くじ」により実施する。
- (2) くじを引く順番を決定するためのくじ引きを実施する。
- (3) (2)により決定した順番に従いくじ引きを実施し事業者を決定する。
- (4) (3)の結果をくじ引き結果記録係(3(2)参照)が記録する。
- (5) 希望する者にはくじ引きの見学を許可するものとする。

3 執行者

- (1) くじ引き執行人(※くじ引き執行人は名刺を持参すること。)
総合運動公園庭球場・野球場付近自動販売機設置事業者において提示した「月額価格(税抜き)」につき最高値を提示した事業者
- (2) くじ引き結果記録者
流山市教育委員会生涯学習部スポーツ振興課
- (3) くじ引き立会人
流山市教育委員会生涯学習部スポーツ振興課長

4 署名・押印

執行者は、くじ引き終了後、公正に行われたことを証明し別紙1に署名・押印をするものとする。

(※執行者は印鑑を持参すること。)

5 くじ引き実施結果の公表

後日、ホームページで公表することとする。

我々は、平成 年 月 日 () 時から において実施した「総合運動公園庭球場・野球場付近自動販売機設置事業」に係るくじ引きが公正に行われたことを証明します。

平成 年 月 日 ()

くじ引き執行人

氏名 _____ 印

氏名 _____ 印

くじ引き結果記録者

氏名 _____ 印

くじ引き立会人

氏名 _____ 印